

○農林水産省告示第九百三十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年五月十三日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 出 後		改 出 前	
第2章 アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 1 (略) 2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量 (略)		第2章 アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 1 (略) 2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量 (略)	
フィターゼの種類	算出方法	フィターゼの種類	算出方法
(略)	(略)	(略)	(略)
同 (141) フィターゼ (その2の (1))	飼料 1 kg 当たり 1,000 フィチン酸分解力単位を添加した場合 <u>0.19</u> ただし、 <u>令和元年9月9日</u> 付け官庁報告により公表のあった組換えDNA技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けたもの 飼料 1 kg 当たり <u>1,000</u> フィチン酸分解力単位を添加した場合 <u>0.15</u>	同 (141) フィターゼ (その2の (1))	飼料 1 kg 当たり 1,000 フィチン酸分解力単位を添加した場合 <u>0.15</u> ただし、 <u>平成15年3月27日</u> 付け官庁報告により公表のあった組換えDNA技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けたもの 飼料 1 kg 当たり <u>1,500</u> フィチン酸分解力単位を添加した場合 <u>0.1</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
3・4 (略)		3・4 (略)	